変更報告書(特例対象株券等)

【表紙】

【提出書類】 変更報告書 No.6

【根拠条文】 法第27条の26第2項第2号

【氏名又は名称】 イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

代表取締役 関崎 司

【住所又は本店所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

【報告義務発生日】令和元年10月31日【提出日】令和元年11月5日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】2

【提出形態】 連名

【変更報告書提出事由】 担保契約等重要な契約の変更

株券等保有割合の1%以上の減少

# 第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	J S R 株式会社
証券コード	4185
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

# 第2【提出者に関する事項】

- 1【提出者(大量保有者)/1】
- (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

1. 灰山日(八里休日日)/	
個人・法人の別	法人
氏名又は名称	イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)
住所又は本店所在地	シンガポール共和国マリーナ・ブルバード10、#32-10、マリーナ・ベイ・ フィナンシャルセンター・タワー2
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	平成6年10月19日
代表者氏名	ブン・ペン・オイ
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ・オフィサー
事業内容	投資運用業

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 リーガル&コンプライアンス部 広羽 一昭
電話番号	03-5224-3430

### (2)【保有目的】

純投資(投資一任および投資信託の運用の指図において、株券等の取得・処分の権限を有するもの)

変更報告書 (特例対象株券等)

# (3)【上記提出者の保有株券等の内訳】 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			13,874,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計 (株・口)	0	Р	Q 13,874,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R		
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S		
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	Т		13,874,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U		

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月31日現在)	V 226,126,145	
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	6.14	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	6.54	

# (4)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

該当事項なし

### 2【提出者(大量保有者)/2】

### (1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人
氏名又は名称	M & G インベストメント・マネジメント・リミテッド (M&G Investment Management Limited)

変更報告書(特例対象株券等)

住所又は本店所在地	英国、ロンドン、フェンチャーチ・アベニュー10、EC3M 5AG
旧氏名又は名称	
旧住所又は本店所在地	

#### 【個人の場合】

生年月日	
職業	
勤務先名称	
勤務先住所	

#### 【法人の場合】

設立年月日	明治34年1月1日
代表者氏名	ジョン・フォーリー
代表者役職	チーフ・エグゼクティブ
事業内容	投資運用業

#### 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 リーガル&コンプライアンス部 広羽 一昭
電話番号	03-5224-3430

### (2)【保有目的】

純投資(投資一任および投資信託の運用の指図において、株券等の取得・処分の権限を有するもの)

#### (3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

#### 【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			968,300
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	1
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	E		L
対象有価証券償還社債	F		М
他社株等転換株券	G		N
合計(株・口)	0	Р	Q 968,300

変更報告書(特例対象株券等)

信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S
保有株券等の数(総数) (0+P+Q-R-S)	T 968,300
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U

#### 【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月31日現在)	V 226,126,145	
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)	0.43	
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	0.78	

#### (4) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

令和元年10月21日付で、M&Gインベストメント・マネジメント・リミテッドは、イーストスプリング・インベストメンツ(シンガポール)リミテッドのみなし共同保有者に該当しなくなりました。

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

#### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

- 1【提出者及び共同保有者】
- (1) イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール) リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)

# 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23 第3項本文	法第27条の23 第3項第1号	法第27条の23 第3項第2号
株券又は投資証券等(株・口)			13,874,700
新株予約権証券又は新投資口予約権証券等 (株・口)	A	-	Н
新株予約権付社債券(株)	В	-	I
対象有価証券カバードワラント	С		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	D		К
株券信託受益証券			
株券関連信託受益証券	Е		L

#### 変更報告書 (特例対象株券等)

				( 131/3//3/2011/1/23 /
対象有価証券償還社債	F		М	
他社株等転換株券	G		N	
合計(株・口)	0	Р	Q	13,874,700
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	R			
共同保有者間で引渡請求権等の権利が 存在するものとして控除する株券等の数	S			
保有株券等の数(総数) ( O+P+Q-R-S )	Т			13,874,700
保有潜在株券等の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L+M+N)	U			

### (2)【株券等保有割合】

発行済株式等総数(株・口) (令和元年10月31日現在)	V 226,12	26,145
上記提出者の株券等保有割合(%) (T/(U+V)×100)		6.14
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		7.32

### (3)【共同保有における株券等保有割合の内訳】

提出者及び共同保有者名	保有株券等の数(総数) (株・口)	株券等保有割合(%)
イーストスプリング・インベストメンツ (シンガポール)リミテッド (Eastspring Investments (Singapore) Limited)	13,874,700	6.14
合計	13,874,700	6.14